

船舶事故調査報告書

平成23年6月2日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行
 委員 根本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成23年3月8日 15時45分ごろ～15時51分ごろの間）
発生場所	愛媛県今治市 ^{おおげ} 大下島西方沖の大下瀬戸 大下島灯台から真方位323°370m付近 （概位 北緯34°11.5′ 東経132°54.9′）
事故調査の経過	平成23年3月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第5 ^{あさよし} 朝吉丸、2.8トン EH3-45614（漁船登録番号）、個人所有 10.20m（Lr）×2.35m×0.61m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数60、昭和62年3月31日
乗組員等に関する情報	船長 男性 85歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月29日 免許証交付日 平成20年12月8日 （平成26年1月24日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	機関等が濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、大下島大下港の港湾工事を終え、平成23年3月8日15時30分を過ぎた頃、船長の自宅がある今治市岡村島に向かった。 大下瀬戸を南進中の貨物船（以下「通報船舶」という。）の船橋当直者は、15時45分ごろ、前路1海里付近を西進している漁船を視認したが、特に変わった様子がないことを確認し、漁船までの距離があったので、漁船から目を離していた。 通報船舶の船橋当直者は、15時51分ごろ、北緯34°11.5′東経132°54.9′（大下島西方沖）付近で、船底を上にして転覆している漁船を発見し、漁船の付近に乗組員の姿が認められなかったため、先に視認した漁船とは別の無人の船舶と思い、15時52分ごろ、転覆している漁船がいる旨を119番通報し、そのまま航海を続けた。 通報を受けた今治市消防本部は、今治海上保安部に通報し、同保安部が巡視艇で捜索したところ、16時34分ごろ、北緯34°09.98′東経132°53.30′（岡村島南東沖）付近で転覆している本船を発見し、船内か

	<p>ら救命胴衣を着用した船長を救助したが、その後、死亡が確認された。 船長の死因は、溺死と検案された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約7～8m/s、気温 約10.4℃、 視界 良好 海象：波向 南西、波高 約1.5～2m、潮汐 下げ潮の中央期（約1.6 ノットの南西流）</p>	
その他の事項	<p>大下港の港湾工事担当者は、15時30分ごろ、工事を終えて作業船で帰港する際、救命胴衣を着用した船長が、本船を大下港の棧橋に着陸させているところを目撃した。</p> <p>通報船舶の船橋当直者は、大下瀬戸を南進中、確認した船舶は本船1隻のみで、本船以外に航行している船舶を確認していなかった。</p> <p>本船は、発見時、キャビン前部にある機関室内の主機の推進軸に、船長が着用していたズボンが挟まれていた。</p> <p>本船の機関室とキャビンは、アルミ扉で仕切られており、エンジンのスターターを操作する際は、アルミ扉を開けて手を伸ばして行う必要があった。また、キャビン後部は、仕切りがなく吹き抜けとなっていた。</p> <p>現場調査時、エンジンのスターターは始動の位置、クラッチは前進の位置、機関の出力レバーは全速の位置であった。</p> <p>通報船舶の船橋当直者は、大下瀬戸付近において、波が^{なぎ}凧のときにはよく漁船を見掛けるが、風速約7～8m/s で波高が2mぐらいいるときは、ほとんど漁船を見掛けたことがなかった。</p> <p>本事故時、本事故発生場所付近には、気象等に関する警報及び注意報の発令はなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 あり</p> <p>本船は、大下瀬戸を西進中、南西方からの風浪の影響を受けて転覆した可能性があると考えられるが、転覆に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、溺死であった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、大下瀬戸を西進中、南西方からの風浪の影響を受けて転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	